

大分市職員を募集します

令和3年度(夏)大分市職員採用試験概要

試験の申込方法

原則、インターネットによる申込みとなります。

アクセスはこちら▶



| 試験職種 | 区分 | 年齢要件(生年月日) | 受験資格・条件など | 採用予定者数 ^{※1} |
|-----------|------|--------------------|--|----------------------|
| 事務職 | I種 | 平成6年4月2日～平成12年4月1日 | | 25人 |
| 事務職(障がい者) | I種 | 平成3年4月2日～平成12年4月1日 | 身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいがある人 | (障がい者を含む) |
| 事務職【福祉】 | I種 | 平成6年4月2日～平成12年4月1日 | 社会福祉士資格を有する人 ^{※2} | 3人 |
| 事務職B【化学】 | I種 | 平成6年4月2日～平成12年4月1日 | 化学の専門的知識・技能を有する人 | 3人 |
| 事務職【心理】 | I種 | 平成3年4月2日以降に生まれた人 | 臨床心理士または公認心理士の資格を有する人 ^{※2} | 2人 |
| 事務職【文化財】 | I種 | 平成3年4月2日以降に生まれた人 | 学芸員の資格を有する人で大学または大学院で考古学または歴史学を専攻し、卒業もしくは修了した人 ^{※2} | 1人 |
| 土木 | I種 | 平成3年4月2日～平成12年4月1日 | 土木の専門的知識・技能を有する人 | 2人 |
| 建築 | I種 | 平成3年4月2日～平成12年4月1日 | 建築の専門的知識・技能を有する人 | 1人 |
| 電気 | I種 | 平成3年4月2日～平成12年4月1日 | 電気の専門的知識・技能を有する人 | 1人 |
| 機械 | I種 | 平成3年4月2日～平成12年4月1日 | 機械の専門的知識・技能を有する人 | 1人 |
| 農業 | I種 | 平成3年4月2日～平成12年4月1日 | 農業の専門的知識・技能を有する人 | 1人 |
| 保育教諭 | II種 | 平成3年4月2日～平成14年4月1日 | 保育士資格および幼稚園教諭普通免許状を有する人 ^{※2} | 3人 |
| 獣医師 | I種 | 平成3年4月2日～平成10年4月1日 | 獣医師免許を有する人 ^{※2} | 1人 |
| 薬剤師 | I種 | 平成3年4月2日～平成10年4月1日 | 薬剤師免許を有する人 ^{※2} | 1人 |
| 保健師 | I種 | 平成3年4月2日～平成12年4月1日 | 保健師免許を有する人 ^{※2} | 4人 |
| 臨床検査技師 | I種 | 平成3年4月2日～平成12年4月1日 | 臨床検査技師免許を有する人 ^{※2} | 1人 |
| 現業職A | III種 | 平成3年4月2日～平成8年4月1日 | | 3人 |
| 現業職B | III種 | 平成3年4月2日～平成8年4月1日 | 調理師免許を有する人 ^{※2} | 1人 |
| 消防士 | I種 | 平成6年4月2日～平成12年4月1日 | 視力(矯正視力を含む)が両眼で1.0以上、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上で、赤色・青色・黄色の識別ができ、聴力が正常で、四肢いずれも正常な人 ※所定の健康診断書の提出が必要 | 3人 |

※1：採用予定者数は変更になる場合あり ※2：3年度の国家試験等で取得見込みの人を含む

試験内容

第1次試験は、すべての職種においてテストセンター方式にて実施します。

第1次試験は、教養試験のみ実施します。

専門試験および体力試験は、第2次試験にて実施します。

※テストセンター方式とは、全国の試験会場でコンピューターを使用し、受験者が希望する会場・日時で受験できるテスト方式です。

試験案内の配布

【配布場所】

人事課、教育総務課、消防局総務課、上下水道局総務課、市役所本庁舎1階案内所、各支所、大分市東京事務所、大分県福岡事務所ほか

●郵送での請求方法

送付用封筒の表に「試験案内請求」と朱書きの上、返信用封筒(角型2号の封筒(A4サイズ)の書類が入るもの)に120円切手を貼付し送り先を明記したものを同封し、人事課(〒870-8504 荷揚町2-31)へ請求してください。

申込期間

4月1日(木)～23日(金)

第1次試験日

5月10日(月)～30日(日)

【市内の会場】

- 大分オアシステストセンター(OASISひろば21 3階)
 - ハロー!パソコン教室フレスポ春日浦校
- ※市外の試験会場はテストセンターのホームページをご覧ください。

※テストセンター会場へのお問い合わせはできません。



▲テストセンターのホームページはこちら

お問い合わせ

- 消防士以外の職種：人事課(本庁舎4階)…………… ☎537-5604
- 消防士：消防局総務課(舞鶴町一丁目1-1 消防局3階)…………… ☎532-2188

4月1日から 行政手続き等の **押印** が 原則不要になります

市民や事業者の申請の際の負担を軽減するとともに、今後進めていく行政手続きのオンライン化を推進しやすい環境を作るため、押印を求めている行政手続きについて見直しを行いました。

☎ 企画課行政改革推進室 ☎537-5718

見直し前

本市が市民や事業者から受け付ける行政手続きは、全体で約3,780種類(各課で取り扱う手続き種類数の合計)取り扱っており、「署名^{※1}」または「記名押印^{※2}」を選択できる手続きを含め、大半の手続きにおいては市民や事業者から押印をいただくことになっていました。

※1 署名：自ら書き記すこと

※2 記名押印：氏名を記載(印字でも可)の上、押印すること



押印の見直し概要

2年12月に内閣府から発出された「地方公共団体における押印見直し」をもとに、本市において「大分市における押印の見直しに関する方針」を策定し、押印の必要性の再確認を行いました。その結果、全行政手続き約3,780種類のうちの約96.3%に当たる約3,640種類の手続きについて、3年4月1日から**記名^{※3}を基本とすること**としました。

※3 記名：氏名を記載すること(印字でも可)

見直しの具体例



【押印が**不要**となる主な手続き】

- 戸籍証明等請求・申出書
- 各種市税申告書/減免申請書
- 児童手当・特例給付現況届
- 各種補助金関連手続き
- 見積書、納品書、請求書



【押印を**存続**する主な手続き】

- 契約書(協議書、覚書等)
- 金融機関の届出印を伴う手続き
- 印鑑証明との照合を行うなどの厳格な本人確認が必要な手続き

各手続きの詳細については、市ホームページに掲載しております一覧表をご覧ください。各手続きの所管課へお問合せください。